

議案第16号

公の施設の相互利用に関する協議について

次のとおり入間市、所沢市、飯能市、狭山市及び日高市（以下「構成市」という。）の公の施設の相互利用に関し協定を締結することについて議決を求める。

1 利用できる公の施設

構成市が設置する文化・福祉施設、体育・公園施設及び図書館とする。

2 利用者の範囲

構成市の住民とする。

3 利用手続

構成市の住民が相互に利用できる公の施設を利用しようとするときの利用手続は、当該施設を設置する市の市民が利用する場合の手続と同様とする。

4 有料施設の使用料

構成市の住民が相互に利用できる公の施設を利用しようとするときの使用料は、当該施設を設置する市の住民が利用するときの使用料と同額とする。

平成31年2月19日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

入間市、所沢市、飯能市及び狭山市で構成する埼玉県西部地域まちづくり協議会への日高市の加入に伴い、圏域住民の利便性の向上及び文化・スポーツの振興に寄与するため、公の施設の相互利用について、日高市を加えた5市により実施したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、この案を提出するものである。